第81回報告書以降、本件各報告書を含め、㋑から㋬までの各収益事業の種類及び概要等並びに同収益事業に係る資産を報告しておらず、これによって、これら要報告事項について、３か月ごとの容易かつ迅速な把握及びそれを前提とした任意調査等による確認ができず、危険な要素の質的・量的程度について正確な把握ができなかったと認められ、このことは、本件収益事業書面が確認されたことによっても解消されるものではない。

以上によれば、本件収益事業書面が確認されたことをもって、危険な要素の質的・量的程度の把握の困難性が解消されたとは認められない。

⑺　小括

以上のとおり、㋐本件一部不報告の具体的内容は、現状においても、人的要素、物的要素及び資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握を困難にするものであることに加え、㋑本件一部不報告は、長期間あるいは広範囲にわたるものであってその程度が重いこと、㋒特に収益事業に関する事項を中心として要報告事項を「報告書」の他の記載事項等から把握することが困難であること、㋓要報告事項について任意調査及び立入検査により把握することは困難であることなどの事情を総合考慮すれば、被請求団体について、人的要素、物的要素及び資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度を把握することが困難になっているといえるから、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められる。

４　証拠

以上の認定は、別添３「証拠書類等一覧表（公安調査庁提出）」記載の証拠書類等に基づき行った。

第５　被請求団体に対する再発防止処分

１　前記第４のとおり、法第５条第４項の処分（期間を更新された観察処分）を受けている団体である被請求団体について、同条第５項において準用する同条第３項の規定による報告がされず、かつ、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるから、法第８条第１項柱書き後段の規定により、当委員会は、被請求団体に対し、６月を超えない期間を定めて、同条第２項に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。

２　当委員会は、法の目的を達成するために必要な最小限度の規制措置として（法第３条第１項参照）、被請求団体に対し、①６月間、別紙物件目録記載１から15までの土地、建物の使用を禁止する処分（法第８条第２項第２号）と、②６月間、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分（同項第５号）を行うこととした。

⑴　被請求団体に対する従前の再発防止処分について

当委員会は、いずれも、公安調査庁長官から被請求団体に対する再発防止処分をするよう求める旨の請求を受け、令和５年３月13日、同年９月４日、令和６年３月11日、同年９月２日及び令和７年３月10日、法第８条第１項柱書き後段の規定に基づき、それぞれ、被請求団体に対し、６月間、その所有又は管理する土地、建物の使用を禁止し、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する旨を決定し（以下、令和５年３月13日の決定を「令和５年３月決定」、同年９月４日の決定を「令和５年９月決定」、令和６年３月11日の決定を「令和６年３月決定」、同年９月２日の決定を「令和６年９月決定」、令和７年３月10日の決定を「令和７年３月決定」という。）、さらに、同旨の決定である令和７年９月決定及び令和８年３月決定をした。令和５年３月決定は、令和５年３月20日に官報で公示され、その効力を生じ、令和５年９月決定は、同年９月19日に官報で公示され、その効力を生じ、令和６年３月決定は、令和６年３月19日に官報で公示され、その効力を生じ、令和６年９月決定は、同年９月18日に官報で公示され、その効力を生じ、令和７年３月決定は、令和７年３月19日に官報で公示され、その効力を生じ、令和７年９月決定は、同年９月18日に官報で公示され、その効力を生じ、令和８年３月決定は、令和８年３月19日に官報で公示され、その効力を生じた。

⑵　前記①（６月間、別紙物件目録記載１から15までの土地、建物の使用を禁止する処分（法第８条第２項第２号）を行うこと）について

ア　㋑から㋬までの各収益事業の事業内容は前記第４の２⑸イ(エ)のとおりであるが、前掲証拠によれば、別紙物件目録記載１から14までの土地、建物（ただし、同目録記載７の建物（八潮大瀬施設）については、その一部（１階東側中央の部屋（区画））に限る。）は、それらの事業のための施設（「道場」及びその附帯施設、事業所たる作業場所等）として供されており、被請求団体が所有し又は管理していると認められる。そうであるところ、㋑から㋬までの各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産が報告されないことにより、資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握が困難となっている。これらの施設の使用を禁止しなければ、㋑から㋬までの各収益事業に係る事業活動及び資産の変化を止めることができず、資金的要素に係る危険な要素の質的・量的増大を防止することができない。また、20歳未満の構成員及び在家構成員の氏名等の不報告により、未特定の構成員の中に、無差別大量殺人行為に関連する属性を有している者が存在するか否かを把握することが困難となっており、松本の二男及び松本の妻が役職員及び構成員であることが不報告とされている状況の下で、これらの施設の使用を禁止することは、このような属性を有している者が施設に参集するなどといった人的要素に係る危険な要素の質的・量的増大を防止するためにも必要である。これらによれば、資金的及び人的要素に係る危険な要素の質的・量的増大を防止して無差別大量殺人行為の再発を防止するため、６月間、これらの土地、建物の使用を禁止する処分を行うことは必要かつ相当であると認められる。

さらに、被請求団体は、これまで、八潮大瀬施設に出家構成員又は在家構成員を集めて集中セミナーを開催し、とりわけ、在家構成員向けの集中セミナーでは、短期間に多額の収入を得ていた事実が認められる。㋑から㋬までの各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産の不報告が継続する状況において、被請求団体が同施設に多数の構成員を集め、セミナーの参加料等の名目で収入を得る事態となれば、資金的要素に係る危険な要素が質的・量的に増大するおそれがある。また、松本の二男及び松本の妻が役職員及び構成員であることが不報告とされ、20歳未満の構成員及び在家構成員の氏名等の不報告が継続する状況において、未特定の構成員が同施設に集まることにより、人的要素に係る危険な要素が質的・量的に増大するおそれもある。これらによれば、資金的及び人的要素に係る危険な要素の質的・量的増大を防止して無差別大量殺人行為の再発を防止するため、６月間、被請求団体が所有し又は管理する建物と認められる同施設のうち、多数の構成員を集め得る部屋（すなわち、１階北東角の部屋（区画）、２階北西角の部屋、２階西側中央の部屋、２階東側の部屋及び３階北側の部屋）についても、その使用を禁止する処分を行うことは必要かつ相当であると認められる。

加えて、北越谷施設のうち201号室等は、前記のとおり被請求団体の事務所等としてその活動の用に供されていると認められるにもかかわらず、その所在、規模及び用途が報告されていないのであるから、物的要素に係る危険な要素の質的・量的増大を防止して無差別大量殺人行為の再発を防止するため、６月間、前掲証拠によって被請求団体が所有し又は管理する建物と認められる201号室等のうち301号室、303号室、401号室及び402号室（別紙物件目録記載15の建物）の使用を禁止する処分を行うことは必要かつ相当であると認められる。